

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	有田市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄付者からの申請を受け付け、当該寄付者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。 寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う所在地の市区町村に、申告特例通知書を送付
③システムの名称	ふるさと納税do、eL-TAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	経済部ふるさと創生室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経営管理部総務課総務係 0737-83-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経済部ふるさと創生室 0737-83-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。また、令和4年度途中から、オンライン申請管理システムを導入し、特定個人情報を含む申請データを管理システムへ自動連携することで、人為的ミス発生リスクの軽減に努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力(委託) ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を入手した際は適切に保管し、保管期限を過ぎたものは廃棄するようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月10日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	ふるさと納税マイナンバー管理システム	ふるさと納税do、eL-TAXシステム	事後	
令和7年12月10日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	特例申請情報ファイル	ワンストップ特例申請情報ファイル	事後	
令和7年12月10日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び第3項 別表第一 16の項	番号法別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	事後	
令和7年12月10日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月10日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月10日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。また、令和4年度途中から、オンライン申請管理システムを導入し、特定個人情報を含む申請データを管理システムへ自動連携することで、人為的ミス発生リスクの軽減に努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力(委託) ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式への対応
令和7年12月10日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式への対応
令和7年12月10日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	特に力を入れている	事後	新様式への対応
令和7年12月10日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	特定個人情報を入手した際は適切に保管し、保管期限を過ぎたものは廃棄するようにしている。	事後	新様式への対応
令和8年8月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	経済建設部ふるさと創生室	経済部ふるさと創生室	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 0737-83-1111(代表)	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経営管理部総務課総務係 0737-83-1111(代表)	事後	